

がいこくせきけんみん かいぎ ぼうちようりよう
外国籍県民かながわ会議傍聴要領しゆし
(趣旨)

だい じょう 第1条 この要領は、がいこくせきけんみん かいぎ 外国籍県民かながわ会議（以下「がいこくせきけんみん かいぎ 外国籍県民会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

ぼうちようせき くぶん
(傍聴席の区分)

だい じょう 第2条 傍聴席は、いっばんせきおよびほうどうかんけいしゃせき 一般席及び報道関係者席に分ける。

ぼうちようにん けつていとう
(傍聴人の決定等)

だい じょう 第3条 一般の定員は、10人以内とし、かいぎ つど 会議の都度、かいぎしつ しゅうようにんずうとう こうりよ 会議室の収容人数等を考慮して定めるものとする。

2 がいこくせきけんみん かいぎ 事務局は、ぼうちようきぼうしや 傍聴希望者を、かいぎ かいさいとうじつ 会議の開催当日に、しよてい ばしょ 所定の場所、じかん しゅうごう 時間に集合させるものとする。

3 ぜんこう きてい 前項の規定により集合したぼうちようきぼうしやすう 傍聴希望者数が、ていいん み 定員に満たない場合はぼうちようきぼうしやぜんいん 傍聴希望者全員をぼうちようにん 傍聴人とし、ていいん こ 定員を超える場合はちゅうせん 抽選によりぼうちようにん けつてい 傍聴人を決定する。

ぼうちようせき にゆうじよう もの
(傍聴席に入場することができない者)

だい じょう 第4条 次の者は、ぼうちようせき にゆうじよう 傍聴席に入場することができない。

(1) けつてい ぼうちようにん がい もの 決定した傍聴人以外の者

(2) しんぎ ぼうがい また たにん めいわく およ 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

ぼうちようにん まも じこう
(傍聴人の守るべき事項)

だい じょう 第5条 ぼうちようにん かいぎ ちつじよ みだ また しんぎ ぼうがい こうい 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

しゃしん えいが とう きつえいおよ ろくおんとう きんし
(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

だい じょう 第6条 ぼうちようにん かいじよう えいが とう きつえい また 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又はろくおんとう 録音等をしてはならない。ただし、事前に委員会長の許可を得た場合は、この限りではない。

ちつじよ い じ
(秩序の維持)

だい じょう 第7条 委員会長は、かいぎ えんかつ うんえい ほか 会議の円滑な運営を図るため、ぼうちようにん ひつよう し じ また 傍聴人に必要な指示をし、又はじむきよく しよくいん し じ 事務局の職員に指示させることができる。

2 いいんちよう ぜんこう し じ また じむきよく しよくいん し じ 委員会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、ぼうちようにん し じ したが ぼうちようにん たいじよう 傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

じっしさいもく
(実施細目)

だい じょう 第8条 この要領に定めのない事項は、委員会長ががいこくせきけんみん かいぎ 外国籍県民会議に諮って定める。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成18年12月23日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、令和2年10月29日から施行する。